

# 令和5年度 病児・病後児保育事業登録申込の御案内

問 教育委員会幼児教育係 (19)20番窓口  
病児保育室「こぐまクラブ」

TEL 63-1111  
TEL 52-8667

赤ちゃんからの平山こどもクリニック(有田川町)に併設している、病児保育室「こぐまクラブ」の令和5年度分の登録受付を開始します。(事前登録は、年度毎に必要です。)

**事前登録には、申請書の提出が必要です。**

(手続きには、母子手帳と印鑑をお持ちください。)

## ◆提出先

教育委員会幼児教育係  
(受付時間 8時30分～17時15分)

## 病児・病後児保育とは

お子さんが病気またはその回復期にあり、保育所等に預けることができず、保護者の方が仕事などのため、家庭での保育が出来ない場合、一時的にお預かりする事業のことです。

※医師により、受入が不可能と判断された場合、利用できないことがあります。

## ◆対象(①～③のすべてに該当する子)

- ①湯浅町に住所があること
- ②生後6カ月～小学6年生まで
- ③保護者の方が、お仕事、病気、冠婚葬祭等の理由で、家庭での保育が困難な状況であること

## ◆対象となる病気

- ①風邪、下痢など、子どもが日常的にかかる病気
- ②インフルエンザ、おたふくかぜ、水痘(すいとう)などの伝染性疾患(麻疹は除く)
- ③喘息などの慢性疾患
- ④骨折、熱傷などの外傷性疾患

## ◆利用時間

8時30分～17時30分  
(土日祝日・その他赤ちゃんからの平山こどもクリニックの休診日はお休みです。)



## ◆利用料金(1日あたり)

世帯区分	利用料金
生活保護世帯	無料
前年度分の市町村民税非課税世帯	1日1,000円(半日*500円)
その他の世帯	1日2,000円(半日*1,000円)

※半日とは、8時30分～12時30分 または 13時～17時30分まで

### ●利用料金の助成について

病児保育に係る利用料の一部を助成します。該当する方には、年度末までに申請書を送付します。

詳しくは、教育委員会幼児教育係、またはこぐまクラブまでお問い合わせください。